



食品添加物表示に関する考え方

2019年5月30日
第2回食品添加物表示に関する検討会

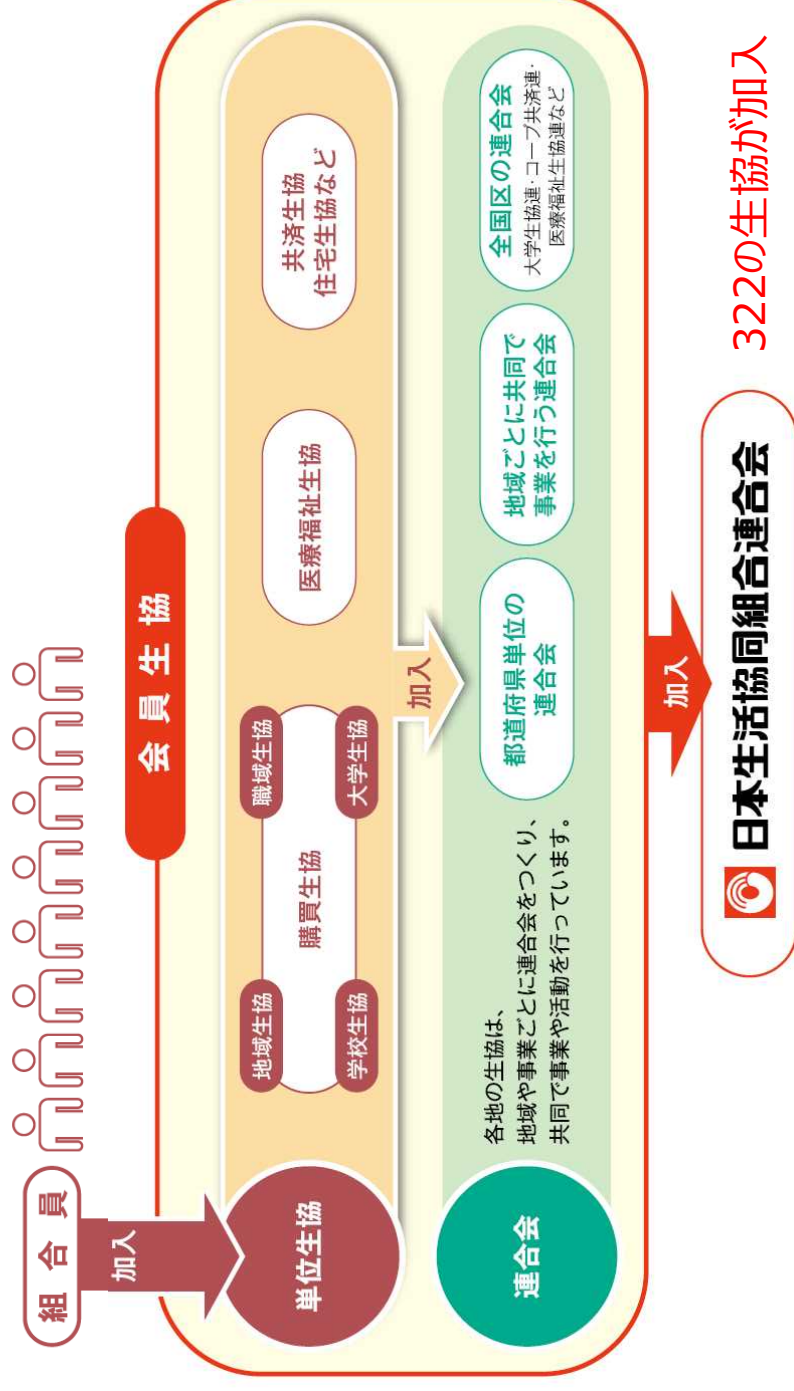
日本生活協同組合連合会



全国生協の事業概況（2018年度推計）

組合員数 2,924万人（前年比101.8%）

総事業高 3兆5,245億円（前年100.5%）





CO・OP商品について～毎日のくらしに貢献するために

co-op



CO・OP商品

くらしの声を受けとめて、
より良い商品を作っています。



co-op
想いをかたちに
SMILING CO-OP

想いをかたちに

一人ひとりの想いから生まれるCO・OP商品
「おいしいね」「なるほどいいね」
今日もあなたに笑顔が届けられますように。

組合員の
毎日のくらしに貢献



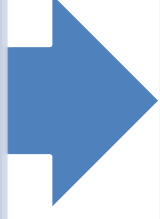
生協での食品添加物に関する取り組み

co-op



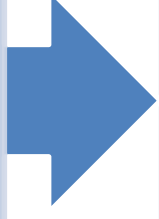
食品添加物が心配された時代：1970～80年代

⇒独自の基準、表示



食品衛生法改正運動と食品安全基本法制定：1990年代後半～2003年

⇒社会の仕組みそのもので、食品添加物の安全性を確保することを求める



消費者・市民も関わるリスクアナリシスの時代へ：2000年代後半

⇒リスクアナリシスの仕組みを前提に、社会的な仕組みへの参画やリスクコミュニケーションを重視



期間： 2017年3月21日～2018年3月20日

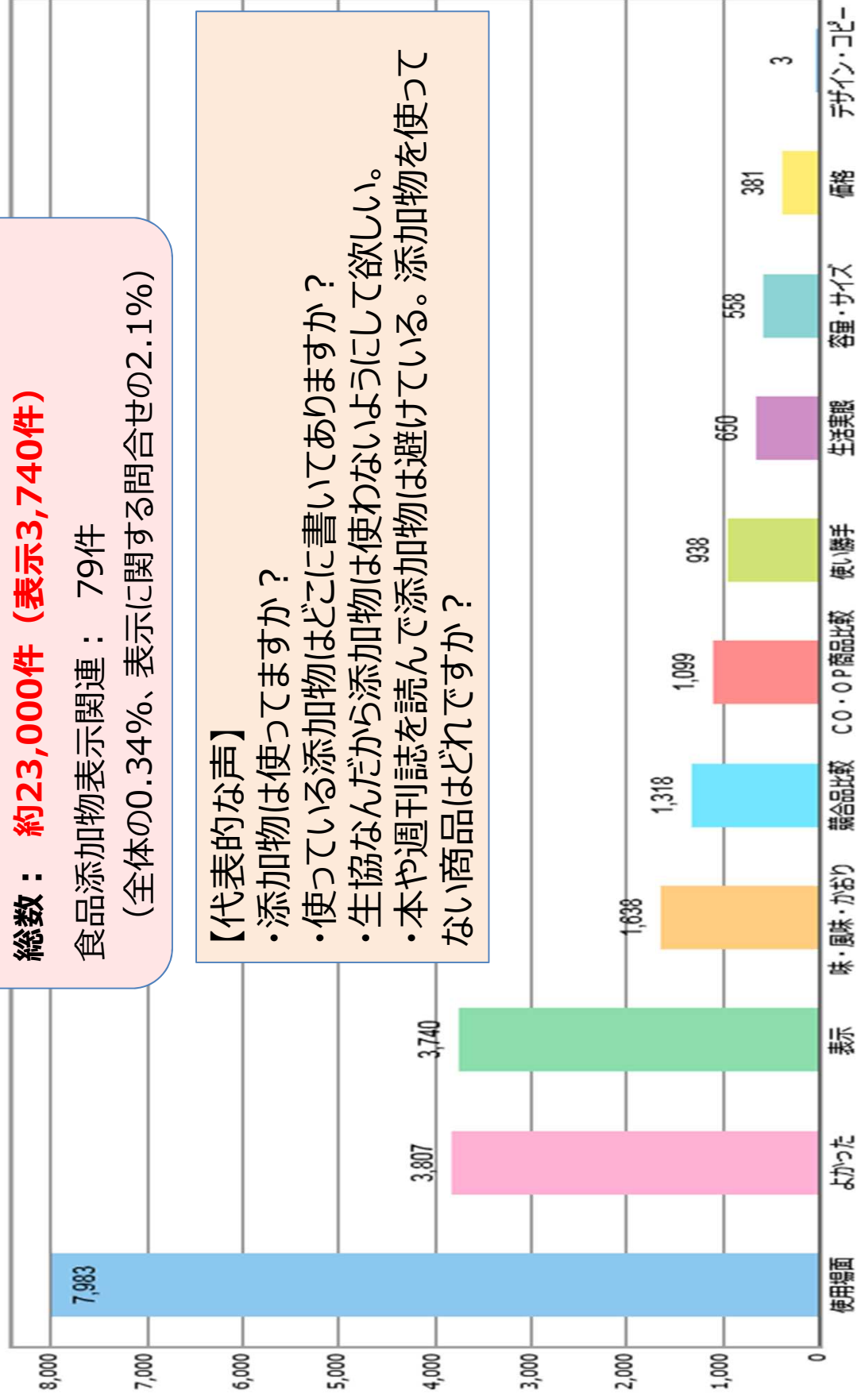
総数： 約23,000件 (表示3,740件)

食品添加物表示関連： 79件

(全体の0.34%、表示に関する問合せの2.1%)

【代表的な声】

- ・添加物は使ってますか？
- ・使っている添加物はどこに書いてありますか？
- ・生協なんだから添加物は使わないようにして欲しい。
- ・本や週刊誌を読んで読んで添加物は避けている。添加物を使わない商品はどれですか？





- ◆ 食品添加物は、食品安全委員会でのリスク評価、厚生労働省でのリスク管理がされている

⇒食品添加物表示は、「選択に資するための情報」

* 食品安全委員会設置前に指定された指定添加物・既存添加物は、優先

順位をつけながら安全性の再評価、再検討に取り組むべきと考えています

- ◆ 「使わないほうが安心と考える人・場合」「使ったほうが安心と考える人・場合」

⇒使用状況を選択の参考にしたい、というニーズには応えるべき

- ◆ 現行の制度の変更は消費者にとっても、事業者にとっても周知徹底までの時間と労力が必要

⇒現行制度の振り返り（レビュー）をして、消費者にとっても必要な表示の姿について検討すべき



消費者にわかりやすい表示とは？

co-op



- ◆「消費者」の多様性
～知りたいことの優先順位は人によって異なる
- ◆「分かりやすさ」の多様性
～文字の大きさ・デザイン、重量順表示がよいのか原材料/食品添加物表示がよいのか、物質名がよいのか用途名がよいのか、用途名はどの程度意味があるのか、など
- ◆文字が小さくても「書かれている」ことが重要な場合も

⇒「分かりやすさ」「見やすさ」と「情報量」とのバランスについて議論が必要では？



消費者にわかりやすい表示とは？

co-op



- ◆ 表示方法や表示をする・しないの基準が事業者によって異なると消費者としては比較しにくい、誤解を招く可能性は高くなる

⇒**できるだけ表示がばらつかないことは大切**

【参考】生協の食品表示に関する三原則

- ・商品の内容と特性を正しく伝える表示
- ・組合員が商品を選ぶときに役立つ表示
- ・組合員が利用しやすい表示



- ◆ 日本生協連では、「CO・OPブランド」の商品開発にあたって、内部で「比較的汎用される食品添加物の表記名一覧表」を作成、それに基づいてデータベースを統一、PB商品の表示の標準化を図っています
- ◆ 一覧表では、①名称としてより一般的な名称の方を使用する、②基原や用途がわかりやすい名称を使用する、の原則に基づき表示名称を選んでいます
⇒「クチナシ黄色素」の場合：原則としてそのまま「クチナシ黄色素」と表示する

●着色料の「クチナシ黄色素」

法令上は「クチナシ黄色素」と表示する以外にも、簡略名・類別名としてカロチノイド、カロチノイド色素、カロチノイド、カロテノイド色素、クチナシ、クチナシ色素、クロシンの表示が可能。



- ◆ 日本生協連では、2016年までは一括名表示だけでもよい添加物についても、物質名を併記してきました
- ◆ しかし、他社製品と異なる表示方法を用いることでのわかりにくさや誤解を招くことから、一括名表示のみに切り替えた経緯があります
- ◆ 当時聞かれた声
 - 「生協は他社より添加物を多く使用しているの？」
 - 「他社の○○と生協の△△は違うものなの？」
- ◆ 一方で、上記の変更時には、「表示が簡略化されることで、消費者が知りたいことがわからなくなってしまうのでは」という声もありました。

⇒WEBサイトでは詳細の情報提供を行っています



【参考】表示方法変更の内容

co-op



用途名と物質名併記の取り下げ

一括名表記だけでよい酸味料、乳化剤など14用途※3について、その一括名を用途名として物質名を併記してききましたが、一括名のみを表記します。

いままでは

酸味料（リンゴ酸）
かんすい（炭酸K等）



これからは

酸味料
かんすい

※3 14用途とは、イーストフード・ガムベース・かんすい・苦味料・酵素・光沢剤・香料・酸味料・軟化剤・調味料・とうふ用凝固剤・乳化剤・pH調整剤・膨張剤です。

⇒「いままでは」に該当する内容は、引き続きWEBサイトで情報提供しています（次ページの項目も同様）



【参考】表示方法変更の内容

co-op



用途名・物質名の表記変更

- 調味料におけるグループ名の全て表示
「調味料」については使用したグループ名を全て表示していましたが、その他は「等」として記載します。

いままでは

調味料(アミノ酸、核酸、有機酸)

これからは

調味料(アミノ酸等)

- 簡略名「増粘多糖類」の採用

増粘剤として複数の多糖類を使用する場合は「増粘多糖類」という簡略名を使用します。

いままでは

増粘剤(グァーガム、ローカストビーンガム)

これからは

増粘多糖類



◆ 生協での「添加物不使用・無添加」表示の経過

- ・1960年代から、組合員の声に応えて、一部の商品について無着色、無えんせき、無漂白などの商品開発を進めてきました
- ・現在では、法令基準に齟齬がないこと、自主基準をクリアすることを条件として、「無着色」「無えんせき」「無漂白」などの表示を行っています

【課題】

- ・公正競争規約等業界ごとにルールが異なっている
- ・「不使用」表示が意味することが社会的に共有されているとは言えない

⇒「不使用」表示が意味することとその価値について明らかにすることが必要ではないか



【参考】日本生協連CO・OP商品での自主基準

- ◆ 添加物を使用していない旨の表示を行える場合
 - ・市販の同種食品には一般に食品添加物が使用されており、かつ当該食品には特定の用途の食品添加物を、キャリーオーバー、加工助剤を含めて全く使用していない場合

⇒食塩や砂糖にも加工助剤等で食品添加物が使用されていることもあることを考慮し、加工食品全般について「食品添加物無添加」や「食品添加物不使用」と表示することは避ける

*** 食品表示基準Q&A（加工-90）とほぼ同様**



【参考】日本生協連の食品添加物表示基準(抜粋)

co-op



4. 食品添加物の無添加・不使用表示

4-1. 無添加表示

市販の同種食品には一般に食品添加物が使用されており、かつ当該食品には原材料から持ち越される食品添加物を含めて一切の食品添加物を使用していない場合。食塩や砂糖にも製造時に食品添加物は使用されていることから、現実的には「食品添加物無添加」と表示でき、かつ市販の同種製品に対して優位性を持つ商品は存在せず、表示対象となる商品はないと考えられる。

4-2. 同一用途の食品添加物を全部使用しない場合の不使用表示

①表示できる要件

市販の同種食品には一般に食品添加物が使用されており、かつ当該食品には特定の用途の食品添加物を、キャリアオーバー、加工助剤を含めて全く使用していない場合。

②表示方法の例(○○○は物質名、△△は用途名、以下同じ)

「○○○は使用していません」「△△は使用していません」「△△(○○○)は使用していません」「○○○は使用していません」「△△、△△は使用していません」「△△(○○○)、△△(○○○)は使用していません」「無××」(××は着色・漂白などの用途用語)

4-3. 同一用途の食品添加物を一部使用しない場合の不使用表示

①表示できる要件

市販の同種食品には一般に食品添加物が使用されており、かつ、当該食品には、特定の食品添加物について同一用途の他の食品添加物を使用することによって、当該の食品添加物をキャリアオーバー、加工助剤を含めて使用しないようにした場合。

②表示方法の例

・「△△のうち、○○は使用していますが、○○○、○○○は使用していません」

・「△△として、○○○を使用し、○○○、○○○は使用していません」

同一用途で利用した他の食品添加物を、上記のように不使用表示の中で併記する。

4-4. 不適切な無添加・不使用表示の例

以下のような表示は、消費者に誤解を与えるおそれがあるので、このような表示をしてはならない。

・「無添加」

・「△△等」は使用していません」「(等)」は使用しないこと

・「△△は一切使用していません」(不使用表示で「一切」は使用しないこと)

・「△△以外は使用していません」(使用していないものを明示すること)

4-5. 無かんすい表示

中華めん、かんすいの代わりに焼成カルシウムが使用される場合がある。焼成カルシウムは食品表示基準に係る通知(別添 添加物関係)上、かんすいという一括名で表示可能な添加物の範囲に含まれないが、かんすいと全く同様の作用で効果を発揮することが知られている。しかし、このような製品に「無かんすい」等と表示してはならない。(かんすい代替品としてアルカリ性を示す添加物を使用する場合については、全て同様の考え方とする。)



■ 検討に向けての要望 ■

1. 現行の表示制度は、消費者に定着しており、一定の役割を果たしている。まずは、現行制度の丁寧なレビューを行うべきではないか
2. 「不使用・無添加表示」については、制度変更以前に、「食品表示基準Q&A」の周知徹底・運用強化を行うべきではないか
3. 表示の目的、優先度について社会的な合意づくりが必要。本来的には、食品表示全体の考え方の整理、表示項目・内容の優先度についての整備を先に行うべき